

【ポイント】

● 3月16日以降にスリランカに入国した全ての者（日本人含む）は、早期に最寄りの警察署などにて人定事項などの登録が必要。

【本文】

1 スリランカ国立オペレーションセンターは、3月16日（月）以降に国外（日本も含む）からスリランカに入国した者（日本国籍者含む）に対し、警察署での人定事項などの登録を呼びかけています。

2 万一、3月17日（火）成田発コロombo着の直行便（UL455）を利用した方などで、まだスリランカに滞在している邦人の方がいらっしゃいましたら、パスポートや入国フライトの詳細情報などを持参の上、速やかに最寄りの警察署に登録をお願いします。

3 なお、当館から国立オペレーションセンターに確認した結果、スリランカ人に対しては、<https://rakemuapi.cmb.ac.lk>を通じた登録を求めています。外国人（日本人含む）においては、入力情報にエラーがでることから、警察署での登録を要請しているとの回答がありました。また、同センターによると、各警察署は電話での登録は受け付けていないとしています。外出禁止令が出ていることも踏まえ、外出時間を短時間に留めることを念頭に、登録先警察署が対応しているか否かの事前電話確認をした上で、外出されることをお勧めします。最寄りの警察署が不明な場合などは、以下の番号で案内を受けてください。

○スリランカ警察本部新型コロナウイルス インフォメーションセンター
電話番号：0115978720, 0115978730, 0115978734 または 119
（スリランカ国内からかける場合）

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：（国番号94）11-269-3831（内線282）

携帯電話番号：（国番号94）77-738-3360

【注】上記は、平日 午前8時30分～午後5時15分に限り、土・日・休館日は緊急電話対応になります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>